

要 望 書

令和5年12月22日

神奈川県市長会



令和5年12月22日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県市長会
会長 本村 賢太郎



障害児支援関連の国補助事業変更に係る県対応への要望

障害児支援関連の国補助事業については、こども家庭庁の発足に伴い、その多くが厚生労働省からこども家庭庁に移管されると同時に補助内容が大幅に変更され、特に「医療的ケア児等総合支援事業」及び「地域障害児支援体制強化事業」に関しては、負担割合が従来の「国2分の1、都道府県4分の1、市町村4分の1」から「国2分の1、市町村2分の1」になることが示された。

この補助内容の変更に関して、神奈川県から県内自治体へ発出された事務連絡では、本県における今後の県費負担の取扱いについては明確に示されなかったところである。

今後、県費負担がなくなることで、「医療的ケア児等総合支援事業」については、同補助事業を活用した市町村負担分は倍増し、地域によっては事業実施（継続）が困難となり、法の理念に反し、居住地域による格差が生じる可能性がある。

また、「地域障害児支援体制強化事業」については、国の要綱では「都道府県による補助が可能」とされており、負担を継続する都道府県がある中で、「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例」を制定する県においては、その定める責務に鑑みた対応が求められている。

その後、県から、今年度は県費負担を行う旨の連絡があったが、来年度以降の県費負担の取扱いについては、前回同様、明確にされていない。

そこで、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 「医療的ケア児等総合支援事業」については、広域自治体として、県内で地域格差が生じないように市町村への財政支援を来年度以降も引き続き行うこと
- 2 「地域障害児支援体制強化事業」については、国の要綱において可能であるとされている県費負担について来年度以降も継続すること

道路標示の補修について

近年、県内においても横断歩道の白線の摩耗が一因となった事故が複数発生するなど、道路の交通安全に関して、市民が不安を感じる事態が生じています。

摩耗した道路標示の補修については、神奈川県・県警察本部におかれても順次、対応していただいていることは承知しておりますが、各市には、依然として、住民から危険な箇所の指摘や補修の要望が数多く寄せられています。

令和5年度当初予算及び補正予算において、摩耗した道路標示等の補修を実施いただいておりますが、道路標示を鮮明に保つためには、その状況を常に把握し、速やかに補修を行うことが必要です。

つきましては、危険な状態が確認されている箇所について、早急に道路標示の補修を実施していただくため、令和6年度に向けて十分な予算措置を講じていただくよう要望します。

また、交通安全に対する切実な地域の声に、効果的・効率的に対応するためには、県市連携することが大変重要であるため、道路標示等に関する対応状況や対応予定時期などについて、情報共有を一層緊密に行い、必要な対応を行っていただくよう要望します。